東京大学開設当時における体育とスポーツに関する一考察

渡辺　融

明治維新は近代文化の発足点であった。そして明治初年の日本においては，欧米文明をうけ入れ，種々の近代化がなされつつあった。

明治5年から行われた学校制度，そこでおこなわれたフィジカル・エデュケーションもその中の一つであった。明治初年の日本の人々がこれを如何にうけとめ，成長させてゆくかを当時の東京大学，同予備門およびその前身である開成学校，大学南校を通して見ようとするのが本論の狙いである。扱う時期は明治5年（1872）より明治19年（1886）までの間である。

I　制度とその内容　—課業としての体操—

明治5年施行，翌6年追加された学制の中には，大学では体操を行う規定がない。しかし東京大学が大学として発足したのは図に見られるように明治10年であり，当時（5年）においては南校，東校（医学校），6年4月からは東京開成学校，東京医学校と呼ばれていた。明治5年の文部省年報によれば，東京開成学校（神田錦町三丁目一番地ニアリ）4月「運動所ヲ置キ生徒ニ体操ノ技ヲ教ユ」とある。この当時の生徒数は7級合せて231人であった。東京帝国大学50年史によれば同5年4月の授業時間割（学科課程）を掲載しているが，1週間に毎日9時～9時30分の間を体操の時間としている（第1表参照）。

明治6年の東京開成学校制定の専門学校入舎生徒日課表には夏季毎水曜日午前（マヽ）4時～4時30分の間水泳を行わせている。[1] 同年10月には同校に天皇の行幸があり，運動場における生徒の体操を御覧になったという記録があり[2]，更に7年の文部省年報には，「体操規則ヲ定メ生徒ヲ分チテ4隊トシ疾病事故アルニアラザレバ闕課スルヲ許サズ」となっている。このように大学南校，東京開成学校においてはその発足当時から課業としての体操を生徒に課していたことが明らかであるが，それではどのような考え方のもとにこれを課し，それがどのような内容をもっていたかということが問題となる。これを次にのべてみたい。

第1表　東京大学名称変遷表

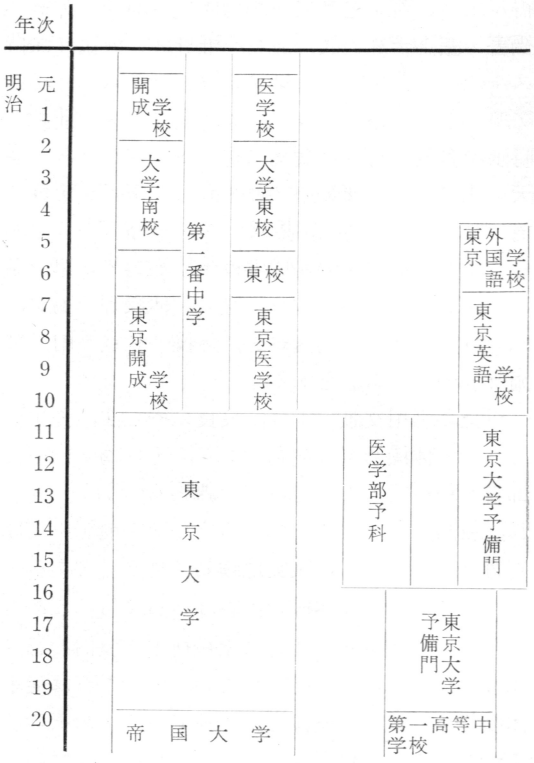

明治6年3月，文部省から刊行された文部省雑誌に次のような一文がある。「精ヲ励ムニ節限アリ。身ヲ養フニ方制アリ，是レ就学者ノ平生尤意ヲ用フベキ事ナリ。別冊生徒養生ノ法ハ，東京開成学校ニテ近来実地験効ヲ見ルモノニシテ，現今

* TORU WATANABE: On Physical Educasion and Sports in the Early Period of Tokyo University.

生徒ノ病患ニ嬰ル者，前日ニ此スレバ十其八ヲ減ジタリ……後略……」とあり，別冊「生徒養生ノ法」なる文中には，食物，飲物に関する注意，その他についてのべた後，「…生徒時ヲ以テ身体ヲ運動スルハ最モ切緊ナル一事ナリ。人ノ食物大抵ハ頭脳精神ノ運為ニ由テ稍耗シ去ルト雖ドモ，尚其余分ハ全体筋骨ノ運動ヲ俟テ新陳交代スル事ヲ得ルナリ。若シ之ヲ欠バ汚物体中ニ溜滞シテ終ニ禍害ノ基トナル。故ニ運動ハ唯身体ノ健康ヲ保持スルノミナラズ，又精神ヲ活潑ナラシムルニ必効アリ。……中略……故ニ日々時間ヲ定メテ運動ノ時限ハ食前一時或は食後二時ノ時ヲ宜シトス。夏天ニ水ヲ泳グハ運動中ノ最モ有益ノ事ニシテ身ノ為ニ効ヲ奏スル事亦甚多シ……後略……」とある。また明治9年の開成学校生徒心得[3]の第一条に「生徒タル者必ズ散歩，戯芸，体操等ヲ為シ，以テ身体ノ運動ヲ為スベシ，体操ハ教員ヲ附シ其術ヲ演習セシム」とある。

以上の引用文献により，最良の摂生法，養生法としての体操乃至は運動であり，その為学校や文部省も積極的にこれを行い，課業の中にくり入れ，教師を附したものであろう。その前記の文部省雑誌によれば「近来実地験効ヲ見タ」とある。

ではこのような体操の内容はどんなものであったろうか。明治6年4月に南校榭中（屋内の意）体操図なるものが刊行されている[4]。これは徒手体操であって，医療体操の一種である。おそらくこれが一つの教材として取り上げられていたのであろう。また前に述べた明治6年10月の天皇行幸の際生徒が行った体操は行飛，手摺，矢倉であったとあり，何らかの器具の用いたものもあったものと思われる。また当時の南校生徒の回顧談によれば，器械体操を行っていた[5]。

明治10年4月，東京開成学校と東京医学校を併せ東京大学が発足することゝなった。学制に定められたように大学の教科課程の中には体操は含まれていないが，同時に発足した大学予備門（大学に進むべき生徒に予備学を授ける課程として設置された）の教科課程の中には体操が含まれている。但し予備門には体操の授業を行う設備が全くなかったので，当時新設された体操伝習所に生徒をおくってこれを習わせるようにし，はじめのうちは寄宿舎生にこれを課し，漸時これを全門生徒に及ぼそうとした[6]。

第2表　大学南校時間割

時	月	火	水	木	金	土
七字ヨリ八字マテ	書取	読書	書取	読方	書取	読方
八字ヨリ九字マテ	算術	同	同	同	同	同
九字ヨリ九字半迄	體操	同	同	同	同	同
九字半ヨリ十字マテ	地理学	作文	地理学	作文	地理学	作文
十字ヨリ十一字迄	文典	同	同	同	同	同
十一字ヨリ十二字迄	習字	修身学	習字	修身学	習字	暗誦

英四ノ部　教師スコット　教官鈴木知雄

明治15年には体操科は一般の教科課程の外に副置され，正課の余暇を以て演習させることとし，寄宿舎生は必修であり，通学生には適宜課されていた[7]。同17年以後においては時間割の中に1週4時間の体操の時間があり，その内容は軽運動及び歩兵操練であった[8]。同19年4月から予備門が第一高等中学校と改称され，文部省の直轄となってからも，体操は週3回で内容は兵式体操を行っていた[9]。

以上のように，南校，東京開成学校，東京大学予備門における教科課程乃至これに準ずるものとしての体操の位置を年をおって史料にもとづいて並べてみた。体操，或は運動が生徒達の日常生活に必要欠くべからざるものであるということは当初からみとめられ，その故に正課またはこれに準ずる副科として用いられて来たことは確かである。その内容について充分明らかにし得ないことは残念である。明治15年に至るまでは「生徒養

生ノ法」にあるような趣旨のもとに行われ，そのためあくまで主な対象を寄宿舎生においたものであった 。しかしこれ以後，その内容に歩兵操練とか兵式体操とかゞあらわれるようになり，寄宿舎生だけでなく全生徒を対象とするようになると情勢は変ってくる。従来の「生徒養生ノ法」と違った何かゞ現われるのである。

明治 18 年の文部省年報に次のような一文が出てくる。すなわち，「11 月 18 日，文部省達，第 13 号ヲ以テ体操伝習所修業員ノ採用方ヲ府県ニ達ス是兵式体操ヲ兼修シタル体操科教員ヲシテ府県立学校ニ普及セシメンカ為ナリ。

また「12 日(11月)兵式体操及ビ軽体操教員養成ノ要項ヲ体操伝習所ニ達ス是兵式体操ハ啻ニ体力ヲ発達スルノミナラス能ク秩序ヲ守リ沈毅事ヲ耐フルノ慣習ヲ養フ等体育中最モ必要ノモノナルヲ以テ今ヨリ其教員タルベキモノヲ養成スルノ急務ナルニ因ルナリ。」

この二つの文章により，明治初年と明治 18 年の学校の体操に対する考え方の変化，社会全般のこれに対する要求の変化をほゞ推察できるのである。同年には東京師範学校体育科中に，仮に兵式体操が加えられ，又同体操の指令者には全隊の精神上に関係することを理由に帯剣する事が許され，体操伝習所の兵式体操及び軽体操伝習員に限り授業料が免除されている[10]。参考までに当時文部省においては，同年 12 月に大臣が大木喬任から森有礼に更迭され，森文部大臣は，教育上奏文案中で，当時の学校体操科について，「体操ノ科目アルモ智者ト幷馳セル能ハス云々」としてこれに改革の必要あることをのべていることを加えておく。[11]

II　各種スポーツの展開

体操・運動を学生，生徒に行わせることは，学制施行当初からの指導者達の必要とみとめるところであった。これは前に述べた「生徒養生ノ法」から見ても明らかである。従って教科課程にあるいは副科として教師をつけて体操，運動をおこなわせることもその一つであったが，これと同時に授業の余暇にこれをおこなうことも奨励した。最も古くこれが見られるのは，明治5年4月の南校舎則であり，これには正課後の二時間は体操及び外出散歩の時間たるべきことを定めている。[12]夏季は12時から，冬季は2時からの2時間がこれに当てられている。また開成学校生徒心得にも同様のことがあることは前にも述べたとおりである。明治 10 年に発足した東京大学は専門的学問研究の府であり，研究者の養成の機関であって，この教科中に体操を含むことはなかったが，なお養生法としての運動を余暇に行うことは否定されたわけではなく，むしろ前記の趣旨の通り必要とされたのであり，東京大学における運動・体操はもっぱら学生達が三々伍々余暇に行うものを中心として盛んとなった。次に学生達の間で行われた種々の運動について順にのべてみたい。

1.　水　泳

「生徒養生ノ法」中に「夏天ニ水ヲ泳グハ運動中ノ最モ有益ノ事ニシテ……」と特に推賞されており，水泳は早くから行われていた。即ち，明治6年の寄宿舎生の日課表中に夏季（6月1日から8月31日）午前(ママ)4時から4時半までは水泳と定められている。おそらく毎年恒例のことゝして水泳は行われていたものであろうが，明治 11 年8月中の真砂新聞紙上に，東京大学の3学部水泳教師大橋寛吾が生徒と共に新大橋と千住大橋の間の遠泳を行い，同人と生徒の中の7人が完泳したと報ぜられている[13]。文部省年報によれば，明治 10 年代には学生・生徒の運動の為，本所千歳町渡船場の中洲で毎日7月水泳を実習させ，同 18 年にはこゝに水泳所を設置している[14]。

2.　撃　剣

撃剣，柔道の教育上の適否は明治 16 年，文部省で問題となり，調査の末正課としては不適当であるが，従来の行きがかり上比較的行われ易いので正課の体操の行われ難いところで実施すれば利があるとの結論を下した[15]。東京大学では当時剣術を行っていた。すなわち，文部省年報の明治17年3月の項には，同年5月ロンドンで開かれる衛生教育博覧会へ出品するものとして，本学出版の書籍一覧，年報，化学々生卒業論文抄略等々と共

に学生生徒の体操用の弓術，剣術の具及びその演習画図若干を4月に渉り文部省に送ったという記事があり，これを裏書きするものとして，明治9年から 16 年まで東京開成学校・予備門・東京大学に在学していた三宅雪嶺の「大学今昔譚」中に「撃剣道場として講議室を用いてはどうかという論が出た時，撃剣が頭をうち脳を害するのではないかという疑問が出て，医学部のベルツにその可否を問うたところ，差支えなく，大いにやるべしといわれ，榊原鍵吉を聘し，その門弟達も来て，盛にヤートーの声が聞かれるようになった。」という一節がある，そしてまたこれに加え，「これは上から(学校)奨励したのか，下から思いたったのか，自然に呼吸があったのか，特別に，体育というを念としなくて，これに重きをおいたことになる。」とのべている。そして撃剣は大学が一ツ橋から本郷に移ってからも奨励され盛んであった。

水泳，剣術の二つは従来（旧幕時代）は武士のたしなみ，修業として行われて来たものが，近代の学生の生活，学校の教育の中に，運動として復活したものである。しかし以下にあげるものは最初から遊戯，或はスポーツとして外国からもたらされたものであり，そのため，日本への伝来，技術的指導等について，本文中で明確に指摘することは困難であって，これらについては従来の説によることゝし，大学における展開についてのべてみたい。

3.　陸上競技

陸上競技は，陸上運動と呼ばれ，明治 16 年に東京大学ではじめて陸上運動会が行われた。この時どのような種目が行われたかは明瞭でないが，この2年後，同 18 年の運動会では，100，200，800 ヤード，柵越競走，砲丸投，鉄槌投，高跳，幅跳，クリケット投等があった。当時の在学生であった岸清一の伝記によれば，砲丸投に用いる砲丸がなく，一学生が砲兵工廠に注文して造らせたといわれている。また当時は出発合図も原始的であり，第一回の時には「イヽカ」「一二三」と蝙蝠傘を振って合図し，後には銅羅を用いたといわれている。これらの競技の指導は当時の予備門教師イギリス人ストレンヂ(明治8年～22年在任)がその基礎を造り，同 18 年イギリス人ノットが教師として来任し，彼も競技に趣味をもってこれを指導したといわれている[16]。明治 19 年，東京大学が帝国大学と改称されるが，同年に定められた大学の通則には，毎年秋大学構内において陸上競技運動を催すことを定めている[17]。

4.　野球（ベースボール）

野球は外来スポーツの中で最も古くからおこなわれたものゝ一つであり，当時は未だ野球という訳語はなく“ベースボール”と呼ばれていた。一説では開成学校は野球伝来の地であるといわれている。すなわち，外人教師のウィルソン(明治4年8月～7年8月在任）及びマジエト（在任期間不明）が開成学校の生徒に野球を教えたのがはじまりであるというのである。

前に述べた三宅雪嶺の「大学今昔譚」をもう一度引いてみると，開成学校開設したての時，外人教師で運動を好むものがあり，これが教えてベースボール，クリケットという語がおこなわれた。外国流の運動はウィルソン（数学受持）が世話したこともあるが，それよりはストレンヂが熱心に予備門で教えた生徒が大学に入って盛んにした。そして開設当時盛んだったベースボールは優等生が外国留学したため沈滞し，予備門からの新入生により生色をとりもどしたとある。また当時の一在学生の昔噺の一節に「この頃，野球は最初に輸入された時でアメリカから新たにボールを持って来たので広場でキャッチボールをやったのに仲間に入れてもらったが今よりかたい球でグローブなどつけず……今とちがって上手になげてバットに沢山あてさせ面白く遊ぶという方だった」とある[18]。また当時の留学生牧野伸顕の回顧録には(明治4年～7年留学)，フィラデルフィアの学校で野球を盛んにやったとあり[19]，帰朝後，彼は明治8年東京開成学校に入学している。米人ウィルソンの在任期間は明治4年8月から7年8月である。これらを綜合すると開成学校（或は南校）ではじめてベースボールを教えたのはウィルソンであろう，しか

し当時は未だ遊戯の域を出ず，明治10年前後留学生がこれに加わり盛んになったものであろう。ベースボールのチームができて，ゲームをおこなうようになったのは明治 17 年頃と思われる。すなわち，明治事物起源には，明治 17 年頃より工部大学，法部大学，農科大学の生徒間に野球がおこなわれだしたが，ボールは手製，バットは有り合わせの樫の棒という程度であり，当時米国製の道具を有した新橋クラブ（当時の最古，最強チーム）に到底対抗し得なかったとある[20]。明治 19 年4月大学予備門が第一高等中学校となると，法学部，工学部（旧法科大学，工科大学）のベースボール会を合併し，始めて第一高等中学校野球部が創立し，後に一高野球部として最強を誇るのである[21]。

5.　漕艇（ボート）

明治10年，大学には2隻のボートがあった。これは競漕用のものではなく捕鯨用のボートのお古を買ったものであった[22]。このボートは当時バッテラと呼ばれ，学生達がこれを盛んに漕ぎ，同好の人達が集まり舟行組なる同好のクラブが出来て舟遊びをしていた[23]。この舟行組は同 13 年7月に解散している。しかし漕艇を好んでおこなうものは絶えなかったらしく，明治 16 年夏には，高等師範の体操伝習所のボートと大学のボートが本邦ではじめての対抗レースをおこない大学のボートが敗れた，この時の距離は 400 メートル弱であったといわれる[24]。同年にはボートが2隻あり，学生の間でボート熱が高まってきたので，このボートの使用をめぐっての貸付規定が出来ている。すなわち同年の文部省年報によれば，10 月 12 日，走舸貸付規定として，10 カ条からなる規定がある。主なものをひろうと，第3条走舸ノ貸付ヲ願ハント欲スル者ハ予メ走舸組合ヲ立テ願書ニ組合総員ノ姓名簿相添ヘ其旨教務課ヘ願出ヅベシ，第4条走舸組ハ本条規ニ準拠シ其申合規則ヲ定メ走舸貸付出願ノ節併セテ其認可ヲ請フベシ，但該規則ヲ改正変更スル時亦本条ニ準シテ認可ヲ請フベシ，第5条走舸組ハ組合員中ヨリ3名以上ノ取締ヲ撰定シ組合中一切ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ，第6条組合外ノ学生，生徒ヨリ新ニ走舸組ニ加入セン事ヲ請フ時ハ之ヲ拒ム事ヲ得ス，第9条走舸貸付中其附属品ヲ損失スル時ハ走舸組合ニ於テ自費ヲ以テ速ニ之ヲ修繕シ若クハ新調スヘシ，但本条ノ修繕新調ノ費用ニ充テンカ為ニ予メ相当ノ金額ヲ組合総員ヨリ醵集シ置クヘシ，等であり。これによって同年から翌 17 年3月までに，MBC, RC, SRC, ORC, PRC, というようなボートクラブが濫立し，同年秋には新たに3隻のボートが学生職員の寄付で建造された。同 17 年10月 18 日には東京大学走舸組競漕会がおこなわれた[25]。翌年には同競漕会は春，秋の2回におこなわれることゝなり，明治 19 年帝国大学の通則には，陸上運動会と同様に，毎年春に競漕大会をおこなうことゝ定められ，翌 20 年4月から毎年おこなわれるに至った。走舸組は大学端艇部の前身であり明治 18 年には横浜の外人クラブとはじめて対外レースをおこなっている。このように漕艇は同好クラブの集まりから，遂には全学を網羅する組織をもつに至り，その競漕会は満都の耳目を集める程であった。

III　スポーツの成長

1.　運動会の設立

明治 19 年，帝国大学令が公布され，東京大学は帝国大学と改称された，同年に出された帝国大学分科大学通則中に遊嬉運動に関する規程がある。帝国大学における運動の姿を見るために，この条文を引用してみよう。

第九条遊嬉運動に関する規程

大学構内の中央に位する庭園を以て学生遊嬉運動の地とす，其装置結構猶未だ完全ならずと雖も戸外運動の要具等を設置せんとし，既に其計劃に着手せり，工科大学に於ては其近傍に広濶の運動場ありて体操器具を整備す，学生等相謀り帝国大学運動会を設立し，其規則を定め総長を推して其会長の任に充つ本学に於ては毎年若干の金額を支出して其常備器品等の購入費を補助す経常費用の如きは会員及会員外教授其他職員の寄付金を以て之を支弁す，教授其他本学の職員及大学院分科大学の学生及卒業生撰科生

徒は会員たるの権利を有す，毎年春秋二回大会を開き大学構内に於て陸上競技運動及び墨田川の上流に於て競漕を演ず，此会に於ては内外朝野の貴賓を招待して其観覧に供す。…後略…[26]

以上のように当時の最高学府であり，研究の場所である帝国大学でも，運動は重要視され，また学生達の間でもこれを愛好するものが多かったことがうかゞわれ，運動会というような名称で呼ばれる全学を網羅するスポーツの愛好者の団体が生まれている。そしてこの会によってスポーツの行事がすすめられていったわけである。運動会は，東京大学時代に前章でのべたような各種のスポーツを盛んにおこなっていた学生の同好のクラブ（例えば走舸組のような）が母胎となって生まれ出たものである。このような組織のできたことは，スポーツそれ自体の成長であって独り一大学にとって画期的な出来事であるだけでなく，日本の体育史上にとっても，また一つの画期である事は疑いないことである。参考までに，この当時の会員数は5～6百人，会費は1人30銭であった。

2.　スポーツ観

大学南校，開成学校当時から，健康，身体のためであるという理由で，運動は奨励され，そのため体操には教師を付してこれを指導せしめ，体操は正課の時間割に組み入れられていた。そして明治10年以後には大学予備門で教科課程の一つとして体操が含まれていた。そして10年代の末からこの体操の内容に歩兵操練とか，兵式体操が入り当初の目的とはやゝ違った意義をもってくる。しかし，当初の運動に対する奨励は，一方においては学生生徒達が個々に行う諸運動を盛んにし，第2章にのべたような種々の運動が学生生徒の間で盛んにおこなわれるようになり，明治10年代に入ると，運動の同好会組織も生まれてくる。そしてこのような組織が運動会として結実するのである。このような成長した段階になると，運動をするものや，学校の当局者の運動に対する考え方も当然変ってくる。運動会設立当時の総長，すなわち運動会々長である渡辺洪基が，明治20年4月16日の第1回帝国大学競漕会における訓辞中の一節を引用しよう。「前略…其運動たる特に身体の健全を計るのみならず，其の方法の専ら学理によるべきは論なく，此に因て以て彼の発育と衛養との権衡を保し自ら智仁勇の徳性を養成するの効果を得んを期するを要す，苟も此意を寓するものあらざるものに於ては夫の野郎鄙夫の徒に闘腕角觝するものと将亦た何ぞ択ばむ…後略…」[27] 健康法，養生法よりも更に進んで，その積極的意義をみとめているのである。更に，運動にうちこむ学生の側に立って見よう，年代的にはやゝ下るが，明治25年，同じく帝国大学競漕会の際，レースの勝敗に関して不祥事がおこった。この時，これを評した法学士島田剛太郎の"大学運動会の一員として一言を述べ，先輩諸君の教を乞ふ"なる一文がある。今その一節をみよう。「…前略…気風の涵養に勉め運動を以て気象養成の一手段となし，身体を健かにし，手足を壮にするが如きは偶然の結果たるに止まりしなり。是実に運動の真面目にして殊に大学の運動の如きは此高尚なる感念を保有せざるべからず。我輩の先輩に聞く所此の如く，我輩の運動に従事する此の如く，我輩の相戒むる所此の如くなり。…中略…諸氏の挙動は運動家たるに背かざるや否や。」とある[28]。身体を健かにし手足を壮にするが如きは偶然の結果にすぎなかったとはやゝ極端な言い方のようであるが，当時運動に従事していたものが独りこの筆者だけでなく，このような考えをもっていたことは注目すべきであり，特に「運動家」という観念とこれに対するプライドがうかゞわれること，そして運動家とは気風の涵養に勉め，運動を以て気象養成の一手段としていることは重視すべきである。こういった点で精神的にもスポーツの成長が見られるのである。

IV　結　　語

以上のように非常に大まかにではあるが，明治5年以来，開成学校，大学南校，東京大学，同予備門，帝国大学においておこなわれた体育とスポーツに関して年代順に追ってきた。体育，スポーツの導入に当っては，明治6年の"生徒養生ノ法"

にあるように，養生法として，具体的に云えば精神活動を休めるために運動させる。運動自体の中には身体の健康を保持するという意義のみを求めているのである。そしてこの路線に沿って奨励し，規定を定め，制度の中に入れていった。この限りにおいては，学校の課程としておこなわれた体操も，生徒が時としておこなう運動遊戯も同じ意義をもったものであった。しかしその後，スポーツの展開と共に健康法，養生法のために学生，生徒が個々におこなうという域を脱し，明治の 10 年代を経て，スポーツは，組織においても，またおこなう者の目的からいっても独自の成長をするにいたるのである。一方では正課にとり入れられた体操科も明治 16・17 年を境として，第Ⅱ章でのべたような内容を含むものに変ってゆき，これも矢張り健康法，養生法と違った意義を有してくる。そしてこの両者は，単に学校の授業でおこなうものと課外でおこなうものという場面の相違でなく，進路の異ったものとして展開してゆくのである。

文　献

1. 東京帝国大学編：東京帝国大学五十年史上　昭和 7 年　275 頁
2. 同　上　241 頁
3. 同　上　284 頁
4. 竹之下休蔵：体育五十年　時事通信社昭和 26　10 頁
5. 石藤豊太：工部大学昔噺其ノ五（同氏は明治 4 年より同 12 年の間南校化学・工部大学に在学）
6. 1. と同じ　890 頁～891 頁
7. 同　上　903 頁
8. 同　上　910 頁
9. 第一高等学校編：第一高等学校六十年史　昭和 14 年　144 頁
10. 文部省：文部省第十三年報
11. 文部省：学制八十年史　昭和 29 年　122 頁
12. 1. と同じ
13. 真砂新聞：真砂新聞 明治 11 年 8 月 27 日
14. 10. と同じ
15. 4. と同じ　15～16 頁
16. 岸同門会編：岸清一伝　昭和 14 年　176 頁
17. 1. と同じ　1030～1031 頁
18. 5. と同じ
19. ：牧野伸顕回顧録　42 頁
20. 石井研堂：明治事物起源　大正 15 年　582 頁
21. 第一高等学校寄宿寮：向陵誌野球部史　大正 9 年　469 頁
22. 16. と同じ　184 頁
23. 東京帝国大学漕艇部：東京帝国大学漕艇部五十年史　昭和 11 年　4～5 頁
24. 16 と同じ　184 頁
25. 時事新報：時事新報明治17年10月20日
26. 1. と同じ　1030～1031 頁
27. 23. と同じ　41 頁
28. 同上（学士会月報明治 25 年 5 月号より転載）　135～136 頁